

中津市福祉の里づくりサポーター事業に関するQ&A⑤

(問) 中津市福祉の里づくりサポーター事業実施要綱第11条第3項の「サポーターは、スタンプ及び評価ポイントを他人へ譲渡し、又は貸与してはならない。」とあるが、条文中の【他人】とはどの範囲の者を指すのか？

(答)

サポーターの方以外全てです。

したがって、仮にサポーターの方が亡くなった場合に、サポーターのご親族の方が、代理で評価ポイントの付与や転換交付金の受け取りをすることは出来ませんので注意して下さい。

(問) サポーター自身が亡くなった場合に、なぜサポーターの親族が、評価ポイントの付与や転換交付金を代理で受けとることが出来ないのか？

(答)

本事業は、サポーターの方が活動を行ったことに対する、サポーター本人に対して中津市が評価を行う事業ですので、亡くなったサポーターと関係の深いご親族であっても、代理で評価ポイントの付与や転換交付金の受け取りをすることは出来ません。